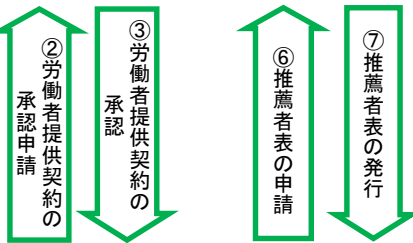


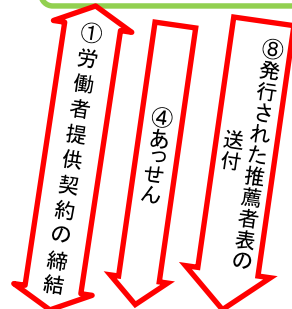
ベトナム特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ ベトナムから送出機関を通じて新たに受け入れる場合

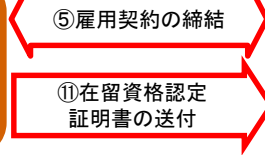
ベトナム労働・傷病兵・社会問題省 海外労働管理局(DOLAB)



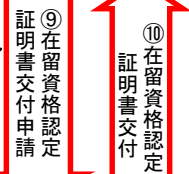
ベトナム認定送出機関(注1)



日本の
特定技能所属機関
(受入機関)



推薦者表
の提出



地方出入国在留管理官署

(注1) ベトナム側は、基本的に認定送出機関の利用を求めているとのことです。

(注2) ベトナム側では、出国の少なくとも5日前までに送出機関と申請人との間で、労働者海外派遣契約を締結することを求めているとのことです。

求職申込

申請人

帰国した技能実習2号
又は3号を良好に
修了した者
試験に合格した者

⑫査証申請

⑬査証発給

⑭ベトナムを出国(注2)

在ベトナム日本国大使館

特定技能外国人として入国

○ 日本に在留する方を受け入れる場合

駐日ベトナム大使館

②推薦者表の申請(注3)

③推薦者表の発行(注3)

日本の
特定技能所属機関
(受入機関)

①雇用契約の締結

②推薦者表の申請

③推薦者表の発行

申請人

技能実習2号又は3号
を良好に修了した者

試験に合格した者

(注3) ベトナム側によれば、推薦者表の申請は、申請人本人のほか、特定技能所属機関、職業紹介事業者及び登録支援機関が行うことも可能とのことです。

④在留資格変更許可申請

⑤在留資格変更許可

推薦者表
の提出

地方出入国在留管理官署

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>